

項 目	会派名又は個人名	現在までの協議、検討の状況	検討先
会 期			
1 会期を前後に延長し、将来的には通年議会に。 【補足】会期を前後に延長し、将来的には通年議会にするべきだと思います。会期日程に余裕を持たせる事により、職員の負担を減らす事が出来ると思います。そして、議員は議案についての調査・研究に、今までより時間を割く事が出来るので、より質の高い議論が行えると思います。また、これにより部長や局長が他の業務の為、本会議に出席出来ない場合は、代理の者(例えば次長)の出席でも構わないと思います。	佐藤議員		基本条例
一定例会あたりの会期をもう少し長くする。(できるだけ通年議会に近くする。) 【補足】現状では仕事量が多くなった場合でも会期を変更することがないので、特定の日に仕事量が集中する可能性がある。実質通年化により、一日当たりの仕事量を平均化しやすくなる。	山本議員		
議会の機能強化			
12 議会は、地方自治の本旨にのっとり、行政の施策等が憲法を尊重し、憲法が要請する精神に沿うものであるかを常に監視・監督しなければならない。また、自らも憲法の精神を行政にいかす立場で提言等に努めなければならない。	日本共産党		基本条例
17 一定例会に一回でも、テーマを決めて議員同士で自由に発言するなどして、議員同士で自由に議論をできるようにする。 【補足】現状の委員会などでは会派代表という側面もあり、議論を通しての議員一人ひとりの考えが市民に伝わりにくい。そこを改善できる。議論もより活発にできるようになる。	山本議員		基本条例
18 議会招集権を議長にも可能な体制	大波議員		基本条例
研 修			
32 各常任委員会は、休会中にあっても必要に応じて委員会として情報収集と研修を行う。	日本共産党		基本条例

項目	会派名又は個人名	現在までの協議、検討の状況	検討先
広報広聴			
33 議会の役割について、市民への「啓発」活動を促進	新政クラブ		基本条例
34 議会として、不特定多数の市民に議会報告を行うと同時に、広く市民の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。	日本共産党	議会と市民との懇談や意見交換の場について、積極的に取り組む方向で検討する。 ※議会報編集委員会が名称変更して広報広聴を担い、対応する手法などを参考にする。 (市民からの申し入れへの対応、議会側からの定期的な開催など) ⇒継続検討 ※引き続き調査、研究を行う。(代表者会)	基本条例
議会の見える化や市民参加の促進 【補足】議会という機関として、「議会報告会」や「意見交換会」を地域に向いて開催し、質疑に応じる。	神奈川ネットワーク運動		
各定例会実施後、各議員出席の議員報告会を実施する。 【補足】議員個人で報告会を行っているだろうが、議会としても行うべきではないか。	山本議員		
市民と議会の対話	大波議員		
出前議会の実施	公明党		
市長と議会			
36 閉会中に議員の文書による質問・回答(質問主意書)	公明党		基本条例
38 市長の反問権を認める。 【補足】市長が逆に問うことにより、議論が深まる。	山本議員		基本条例
39 市長に対し、会派代表が10分程(若しくは会派人数に比例して時間配分)、一対一でクエスチョンタイムの様に質問できる場をつくる。 【補足】市長と一対一の質問なので、より市長の考え・政策がわかりやすくなる。また、市民にとって興味を持ちやすくなる。	山本議員		基本条例
40 二元代表制の具現化	大波議員		基本条例
41 議案提案のできるだけ早期の議員側に提示	大波議員	議案提出日を可能な限り早めることを検討するよう要望する。 ⇒採択(代表者会)	基本条例

項目	会派名又は個人名	現在までの協議、検討の状況	検討先
請願・陳情			
63 陳情・請願の提出者が希望すれば意見表明(提案理由説明)ができるようにする。 【補足】陳情・請願提出者の意思尊重。	山本議員	委員会のなかで陳情者等の意見陳述や委員との質疑が行われるよう改める。(会議録を残すため、休憩時間中に行わない。)⇒両論あり報告せず。(改革検討協議会)	代表者会で協議後基本条例へ
政務調査活動			
66 政務調査費は実費弁償とする。	公明党		基本条例
検討組織運営			
71 議会改革協議会の常設化 【補足】議会改革協議会を常設化して、議会基本条例が制定された後も継続すべきと考えます。常により良い議会にする為に改善を続けるべきで、議会改革にゴールはないと考えます。	佐藤議員		代表者会で協議後基本条例へ
議会改革の為に例えば議会基本条例を制定した後も残すべき。 【補足】議会改革という自己変革は常に行なっていく必要があるのではないか？	山本議員		